

<未利用口座管理手数料の取扱について>

2020年6月1日以降に新たに開設された口座に未利用口座管理手数料が適用されます。
初回未利用口座管理手数料の引落しは、2025年6月以降となります。

<未利用口座管理手数料のご説明>

1. 未利用口座となる口座

最後のお預け入れまたは払戻し（該当普通預金・貯蓄預金の元金に対する利息入金および未利用口座管理手数料の引落しは除きます）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない普通・貯蓄預金口座を未利用口座としてお取扱いします。

（総合口座は普通・貯蓄預金の両方が上記基準に該当した場合に対象となります）

※ 盗難、紛失などをご利用停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますのでご注意ください。

2. 未利用口座管理手数料

(1) お客さまご利用の口座が未利用口座と確定する前に、文書にてお届けのご住所にご案内をさせていただきます。

※ 送付した「ご案内」が延着または到達しなかった時でも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

(2) 最後のお預け入れまたは払戻しから2年後応答日の属する月の月末までお取引がない場合は、年間1,320円（消費税込）の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。

※ 初回手数料をご負担いただいた後もお取引がなく、未利用口座に該当する場合は、毎年手数料をご負担いただきます。

(3) 次の場合は未利用口座管理手数料の対象外です。（手数料は必要ございません）

- ① 該当未利用口座の残高が10,000円以上である場合（総合口座は普通・定期・貯蓄預金の合計預金残高が10,000円以上である場合）
- ② 同一支店で、他にお預かり金融資産のお取引が1円以上ある場合
金融資産（例）：定期預金、積立定期預金、財形預金、投資信託、外貨預金、債券、生命保険、その他保険
- ③ 同一支店で、お借入がある場合

3. 口座の自動解約

(1) 残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しができない場合、残金および利息を未利用口座管理手数料の一部として充当し、当該口座を通知することなく解約させていただきます。なお、お客さまの口座残高以上のご負担はございません。

(2) ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、およびご解約させていただいた口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

4. その他の注意事項等

- (1) ご案内を受け取りされましたらお口座をご確認いただき、再度ご利用いただくか、ご利用の予定がない場合は、ご解約されることをお勧めします。
- (2) 未利用口座管理手数料の取扱について変更がある場合は、ホームページ等でお知らせします。

以上

2020年6月1日現在